

小規模多機能型居宅介護事業所重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護事業所いいじま

令和 6 年 6 月 1 日

小規模多機能型居宅介護事業所とは、事業所に登録した利用者に対して通いサービス、訪問サービスと宿泊サービスを提供する事業所です。

利用者は、いつも通っている事業所のスタッフが、必要な時に訪問してくれ、また、希望するといつでもなじみの事業所に泊まることが出来るという、非常に安心感を持ち介護を受けることが出来ます。

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口は

電話	0 1 8 - 8 8 0 - 6 3 0 1
担当者	介護支援専門員 保坂 玲子

※ ご不明な点は何でもお尋ねください。

2、小規模多機能型居宅介護事業所いいじまの概要

(1) 事業所所在地及びサービス提供地域

事業者名	小規模多機能型居宅介護事業所いいじま
所在地	秋田市飯島字飯島水尻 436 番地
電話番号	0 1 8 - 8 8 0 - 6 3 0 1
介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 4 7 5
サービス提供地域	秋田市

(2) 当事業所の職員体制

	有資格	常勤	非常勤	
代表	1		1	事業所全般の運営
管理者	1	1		事業所全般の調整と管理
介護支援専門員	3	2		介護支援業務全般
看護師	3	2	1	健康管理、病気の看護と療養生活の相談
介護職員	8	7	6	介護全般
調理員	2		2	調理全般

(3) 営業時間

3 6 5 日 2 4 時間体制をとっています。

サービス提供時間	通所ケア	午前 7 : 0 0 ~ 午後 8 : 0 0
	宿泊	午後 4 : 0 0 ~ 午前 9 : 0 0
	訪問	2 4 時間対応

3、当事業所の運営方針

- (1) 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
- (2) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ提供する。
- (3) 利用者一人ひとりの人格を尊重し、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、必要な限り訪問サービスの提供、電話連絡による安否確認等をおこない居宅における生活を支えるために適切なサービスを行う。
- (5) 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (6) 利用者、家族の希望により当事業所での看取り介護を提供する。
緊急時、状態変化時は常勤の看護師が24時間対応し、主治医に連絡する。

4、利用料金

介護保険分 小規模多機能型居宅介護費自己負担分（定額制1月につき） 令和6年

(1) 要支援1	3,450 円
(2) 要支援2	6,972 円
(3) 要介護1	10,458 円
(4) 要介護2	15,370 円
(5) 要介護3	22,359 円
(6) 要介護4	24,677 円
(7) 要介護5	27,209 円

※月途中で登録又は登録を
解除した場合には、日割
で算定

加算分：サービス提供体制加算 640 円（全員）・認知症加算（該当者のみ）

看護職員配置加算 900 円（要支援は除く） 訪問体制強化加算 1,000 円
（要支援は除く）

総合マネジメント加算 1,200 円（全員）

以上の加算は毎月加算されます。

登録日から30日間は初期加算1日30円加算されます。

その他要介護者の該当者は看取り連携体制加算1日64円（死亡日から死亡日
前30日以下まで）処遇改善加算介護保険自己負担分の14,9%（全員）

但し生活保護の方は自己負担ありません。

介護保険適用外の自己負担分

通いを利用した場合

昼食代 500 円 おやつ代 50 円 必要に応じて弁当 200 円

使用した排泄ケア用品パット等（実費）

遠距離の場合交通費（片道 10km 以上 150 円）

訪問を利用した場合

利用料金はかかりません。

泊まり（宿泊）を利用した場合

食費 朝食代 350 円 昼食代 500 円 おやつ代 50 円 夕食代 500 円

居住費 1,300 円／日 但し生活保護の方は、家賃として 31,000 円／月（月途中の場合は 1,000 円／日）

暖房費 冬期間のみ 200 円／日（12 月～3 月）

使用した排泄ケア用品パット等（実費）

その他日常生活必需品を購入した場合（洗濯用洗剤等）

※上記のサービス提供にあたっては、利用者又は家族にサービスの内容、費用について説明し、同意を得ます。

5、支払い方法

（1）当事業所では、毎月 10 日までに前月の利用料金の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書発行しますのでその月の末日までお支払いください。

（2）お支払い方法は、現金でお持ちいただくか、又は下記講座までお振込みください。

お振込先 秋田銀行 土崎支店・店番 151

口座名義 株式会社ケアマネジメント三四郎 代表取締役 保坂 進

口座番号 1106902

6、サービス利用方法

（1）サービス利用開始

まずはお電話をください。当介護支援専門員がお伺いします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

※ 現在他事業所でサービスをご利用している方は、ご相談ください。変更届を提出することにより利用できます。

（2）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

お申し出があればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等をやむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了 1 ヶ月前までに通知すると共に地域の他の事業所に紹介いたします。

③自動終了

（ア）介護保険施設に入所した場合、又は入院した場合

（イ）要介護認定で自立と認定された場合

(ウ) 死亡又は被保険者資格を喪失した場合

7、緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化などがあった場合は、主治医、救急隊、ご家族へ連絡いたします。

8、要望及び苦情等の相談

当事業所ご利用窓口 担当者 保坂 玲子 電話番号 880-6301

ご利用時間 毎日 午前8時30分～午後5時30分

秋田市役所介護保険課 電話番号 018-888-5672

秋田県国保連合会 電話番号 018-862-1550

令和 年 月 日にサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明いたしました。

事業者	所在地	秋田市飯島字飯島水尻 436 番地
	事業者（法人）名	株式会社ケアマネジメント三四郎
	代表者職・氏名	代表取締役 保坂 進 印
事業所		小規模多機能型居宅介護事業所いいじま
	説明者職・氏名	介護支援専門員 保坂 玲子 印

事業者より上記の重要事項について説明を受けました。

利用者 住所

氏名